

「循環型社会構築に向けた一般廃棄物(ごみ)の減量化について」

答 申

平成18年9月

堺市廃棄物減量等推進審議会



## 目 次

はじめに . . . . . 1

### <家庭系ごみ> 市民と行政の役割分担のあり方

1. 市民と行政の適正な役割分担と分別収集のあり方について . . . . . 2
  - (1) 循環型社会における啓発活動と協働関係の構築 . . . . . 2
  - (2) 循環型社会における分別収集体制 . . . . . 2
2. 新たな分別収集等の減量化施策にともなう費用負担のあり方について . . . . 4
  - (1) 循環型社会における費用負担 . . . . . 4
  - (2) 家庭系ごみ有料化の課題 . . . . . 5

### <事業系ごみ> 事業者責任に対する行政の関わり方

1. 事業者責任を基本とする減量化施策のあり方と行政の役割について . . . . . 6
  - (1) 事業系ごみ排出事業者の実態把握、周知及び継続収集制度の見直し . . . 6
  - (2) ごみの減量化・資源化のための具体策 . . . . . 6
2. 本市事業系ごみ処理体制の今後のあり方について  
(許可業者による収集運搬体制の確保 ) . . . . . 8

おわりに . . . . . 9

### <資料>

- 諮問文 . . . . . 10
- 堺市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿 . . . . . 12
- 堺市廃棄物減量等推進審議会 専門部会 委員名簿 . . . . . 13
- 堺市廃棄物減量等推進審議会 審議等経過 . . . . . 14



## はじめに

私たちは、資源やエネルギーを大量に消費することで、より快適で便利な生活を追い求めてきたが、一方で二酸化炭素の増加による地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊など、地球規模での深刻な環境問題に直面することとなった。

私たちの使命は、このかけがえのない環境を次の世代に引き継ぐことである。そのためには、これまでの生活のあり方や価値観を見直し、環境への負担をできるだけ少なくする循環型社会を構築することが強く求められている。

このような社会の要請の中で、堺市廃棄物減量等推進審議会は、平成16年10月6日付けで堺市長から「循環型社会構築に向けた一般廃棄物（ごみ）の減量化について」の諮問を受けた。

堺市では、ごみ総排出量（資源化量を含む）が平成13年度に約42万トンに達し、同市におけるごみ処理の歴史の中で最大の排出量となった。現在は、約40万トン（旧美原町の1万3千トンを含む）まで減少しているものの、まだまだ高位で推移しており、また、リサイクル率においても全国平均の約17%に対し、約13%で全国的にも下位に位置している。

このような状況から脱却し、循環型社会を構築していくためには、市民や事業者と協働し、廃棄物の発生・排出を一層抑制するとともに、再使用、再生利用や適正処理をさらに推進することが必要となっている。

このため本審議会では、堺市がめざすべき循環型社会における一般廃棄物の減量化施策について「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に視点を分け、次の項目について審議を行ってきた。

### <家庭系ごみ> 市民と行政の役割分担のあり方

1. 市民と行政の適正な役割分担と分別収集のあり方について
2. 新たな分別収集等の減量化施策にともなう費用負担のあり方について

### <事業系ごみ> 事業者責任に対する行政の関わり方

1. 事業者責任を基本とする減量化施策のあり方と行政の役割について
2. 本市事業系ごみ処理体制の今後のあり方について

本審議会は、本会と部会をあわせて延べ17回の会議を開催するとともに、ごみ問題に先駆的に取り組んでいる「高松市」の視察を行い、多角的な見地に立って精力的に審議を重ねてきた。

ここに、その結果をまとめ市長に答申するものである。

この答申に基づき堺市は、市民・事業者とともに、なお一層のごみの減量化・資源化の取り組みを促進し、循環型社会の構築をめざしていくことを期待する。

## ＜家庭系ごみ＞ 市民と行政の役割分担のあり方

### 1. 市民と行政の適正な役割分担と分別収集のあり方について

ごみの発生・排出抑制及びリサイクルを効果的に行うためには「ごみ」になる前での取り組みが重要である。このためには、市民と行政が、それぞれの立場を認識し、互いに協力・協調する協働関係を構築して減量化・資源化への取り組みを推進していくことが不可欠である。

#### (1) 循環型社会における啓発活動と協働関係の構築

これまでの啓発活動は、行政からの一方的な情報提供に終始することが多かった。しかし、循環型社会構築のためには、市民と行政が協働し、減量化・資源化を推進していくことが重要であり、情報の交流及び共有するために次のような取り組みが必要である。

- ① 学齢期からの環境教育の充実のため、関係機関とより一層の連携を図っていく。
- ② ごみ減量やリフォーム、リサイクル、環境学習に主体的・自主的に取り組んで活動している市民・事業者グループ、市民団体、NPOなどの活動やグループ間相互交流の支援システムを構築する。
- ③ 分かりやすい減量化目標数値を示すとともに「アクションプログラム（行動指針）」を策定し、市民意識の高揚と具体的な減量化行動を促す。
- ④ 多種分別時代の適正排出を推進するため、高齢者等の対象者に合わせた分かりやすい「分別ガイドライン」を策定する。
- ⑤ 循環型社会において、ごみの減量化・資源化が推進されるためには、地域での市民による住民自治・環境活動が継続し、拡大していくことが望ましい。  
そのためには、環境リーダーの育成を図るとともに、活動が少しでも楽しくなるような「アイデア」や「やる気」を引き出すシステムづくりが必要であり、行政として可能な支援策を検討していく。
- ⑥ 循環型社会を構築するうえで「もったいない精神」をもっと広く社会的な運動として展開していくため、あらゆる機会を通じ啓発していく。
- ⑦ 循環型社会の構築に向けた各種施策の推進にあたっては、情報の公開を行い説明責任を果たすとともに、進捗状況を市民と一緒に評価検証するシステムを構築する。

#### (2) 循環型社会における分別収集体制

環境への負荷を軽減し、再びごみを資源としてよみがえらせるためには、分別収集の基準を明確にし、条件の整ったものから順次、新たな分別・回収

システムを構築し、導入していく必要がある。

堺市は、まず、市民意識の高揚を図り適正排出を促していくため、生活ごみの収集体制を見直す必要がある。

また、新たな資源化を促進するため、次のような分別収集・回収体制の拡大が必要であるが、それらの導入にあたっては、費用対効果はもとより、適切な制度設計を行う。これらの検討結果などについては、適宜、市民への情報提供に努めなければならない。

- ① 生活ごみの混合収集を改め、可燃ごみ・不燃ごみ別の収集体制への転換を迅速に図る。
- ② その他プラスチック製容器包装については、平成17年5月26日改正された環境大臣が定める基本方針及び平成18年6月9日改正された「容器包装に係る分別収集及び再商品化等に関する法律」の趣旨を踏まえ、分別収集を実施し再資源化を図っていくべきである。  
実施に際してはモデル事業での検証結果を踏まえ、市民、とりわけ高齢者にわかりやすい啓発を行うとともに、最適効率の処理体制の確立を図る。
- ③ 紙類については、集団回収制度を継続させるなかで、当該制度に拠ることができない世帯に対応するため、新たな分別収集体制の導入を図る。
- ④ ペットボトルについては、さらなる再資源化を図るため、現行の拠点回収制度や分別収集体制等のあり方を検証し、最適効率の回収システムを構築する。
- ⑤ 経済的・効率的な収集方式を検討するため、収集運搬システム、収集運搬車両等の調査・研究を進める。
- ⑥ 環境教育の観点から教育機関等との連携を強化し、協働してごみの減量化・資源化のための仕組みづくりを検討する。

## 2. 新たな分別収集等の減量化施策にともなう費用負担のあり方について

### (1) 循環型社会における費用負担

家庭系ごみの処理にかかる経費は全て税金によって賄われてきたため、排出量に応じた費用の負担感がなく、市民自らの減量化意識が働かずごみの排出抑制が進展しないという現状がある。

このことから、本審議会では、ごみの発生・排出抑制及び再生利用をすすめるための有効な施策である家庭系ごみの有料化について検討し、有料化の意義について次のような結論を得た。

#### <家庭系ごみ有料化の意義>

##### ○ ごみの発生・排出抑制

循環型社会では、分別に取り組み資源化を図るとともに、資源物を含む「ごみ」そのものをつくらないことが重要である。

有料化は、市民に経済的なインセンティブを与えることで、ごみの発生・排出抑制に効果があり、実施している市町村の多くで減量化に成果を上げている。

また、焼却量が減ることで二酸化炭素の発生量が削減し、環境負荷の低減につながっている。

##### ○ 環境負荷に応じた費用負担の公平化

ごみの排出量に応じて、ごみ処理費用の一部を直接負担する仕組みが、受益者負担の公平化につながる。

##### ○ ごみに対する住民意識の高揚とライフスタイルの転換

有料化で「見える負担」とすることによって、ごみに対する関心や意識を高め、一人ひとりがライフスタイルを見つめなおすきっかけとなる。

また、市民のごみに対する意識の変革は、消費行動を通じて製造事業者等に対してリサイクル可能な製品を製造させるなどのインセンティブを与える。

##### ○ 循環型社会構築のための環境施策の展開

本市が循環型社会をめざしていくためのごみの適正処理経費、排出者の意識の高揚、自主的な環境活動への支援、三者協働関係の構築や分別収集拡大等、ごみ減量化・資源化施策を推進するための経費の確保が不可欠である。

## (2) 家庭系ごみ有料化の課題

有料化は、市民意識を高揚し、ごみの減量の効果が期待できる反面、市民に負担を強いることから、本答申において次の幾つかの課題を提起する。

- ① 有料化を実施するにあたって、市民の自主的な減量化行動を喚起する仕掛けづくりが必要である。
- ② 有料化を実施するにあたって、生活ごみに混在する不燃物、資源物の分別収集のシステムづくりを早急に行い、有料化への協力を得られるようにしなければならない。

特に、プラスチック製容器包装は、容積において生活ごみの大半を占めるため、これを分別排出して再資源化を図ることが絶対の条件となる。

なお、資源物の取り扱いについては、適正排出を促し、リサイクル率を上げるために資源物を無料にするという考え方と、資源物そのものの発生・排出抑制、受益者負担の公平化に逆行するという考え方がある。

このため、市民意識の高まりやごみの排出状況など総合的な観点から検討し、判断することが必要である。

- ③ 有料化によって、発生・排出抑制の効果を得るためには、市民の理解と協力が不可欠であることから、堺市のごみ処理状況、ごみ減量の必要性と有料化による効果等の情報提供を行うとともに、有料化の目的を十分に説明しなければならない。

なお、行政からの一方通行とならないよう、市民との意見交換の場を設け、理解と協力を求めていくことが重要である。

- ④ 有料化によって得られる財源の用途を明確にする。特に、分別収集等の新たな施策に充当する場合には、最小の経費で最大の効果が得られるよう、適切な制度設計がなされていなければならない。
- ⑤ 有料化が、ボランティア清掃など、自主的な環境活動に影響が出ないようにすること。また、社会的弱者に対する配慮についても検討が必要である。
- ⑥ 有料化を実施した市の中には、いったん減少したごみ量が年の経過とともに増加し、元の状態に戻ってしまうというリバウンド現象等の問題が起きている。  
有料化の検討にあたっては、これら想定される問題に対して有効な対応が図られていなければならない。
- ⑦ 有料化により懸念される不法投棄の増加については、地域との連携を深めるなど防止に向けた対策を講ずる必要がある。

## ＜事業系ごみ＞ 事業者責任に対する行政の関わり方

### 1. 事業者責任を基本とする減量化施策のあり方と行政の役割について

廃棄物処理法第3条は事業者の責務として、第1項で自己処理責任の原則、第2項でごみ減量と再生利用の推進及び拡大生産者責任の原則、第3項で国及び地方自治体の施策への協力について明記している。

堺市は、法の趣旨を踏まえ、排出事業者責任及び拡大生産者責任に基づく、事業者の自主的な減量化・資源化行動が促進されるよう積極的な啓発活動や情報提供を行うとともに、リサイクルルートの確立を支援していくことが重要である。

#### (1) 事業系ごみ排出事業者の実態把握、周知及び継続収集制度の見直し

事業系ごみの減量化や適正排出を促進するためには、堺市がその排出状況や処理量、そして廃棄物の流れを可能な限り把握していかなければならない。そのうえで、事業者が事業系ごみを正しく認識してもらうことが必要である。

なお、現行の継続収集制度は、必ずしも少量排出事業者に対応した制度とはなっていないため、家庭系ごみ収集にごみを出す事業者が見受けられる。

これを排除するためには、継続収集制度の見直しを含め、新たな仕組みづくりが必要である。

- ① 事業系ごみ排出事業者の実態把握に努める。
- ② 事業系ごみの内容について情報提供し、家庭系ごみと区分して排出することの徹底を図る。
  - ・一般廃棄物と産業廃棄物の区分
  - ・一般廃棄物の中の家庭系ごみと事業系ごみの区分
  - ・家庭系ごみと事業系ごみの排出方法と料金
- ③ 少量排出事業者にとって、ごみの減量が経費の削減に繋がるとともに、排出頻度・排出量に対応するため、生活ごみ収集（週2回収集）に繰り入れた指定袋等による収集体制の整備を図る。

#### (2) ごみの減量化・資源化のための具体策

堺市の事業系ごみの特徴は、比較的小規模事業者が多く、その分野での減量化・資源化が進んでいないことである。

これを解決するためには、各種関係団体などに牽引的な役割を果たしてもらえよう制度づくりが必要である。

一方、多量排出事業者に対しては減量計画書の提出を求め指導を行っているが、一部大企業を除き、必ずしも事業者自らのごみ減量化行動までには結びついていない。

このため、市と事業者との接点の強化を図るとともに、各事業所内で環境問題、ごみ問題について指導的役割を担ってもらう人材の育成が必要である。

① 堺市は、大阪府のエコショップ制度のさらなる活用を図るとともに、堺市独自の認定制度や、各業種において積極的あるいはユニークな取り組みを行い大きな成果をあげている事業者・団体等を対象とした顕彰制度を創設することが必要である。

また、地域に密着した店や商店街が、その地域での宣伝のためにレシートやチラシに気軽に認定マークを使用できる工夫や、広報紙等で推奨することで、他の事業者の減量化・資源化に対するインセンティブを与えることが必要である。

② 事業者自らがシステムを構築し、リサイクルルートを確立していくためには、減量化の具体的な情報提供を行うとともに、排出事業者と回収業者、再生資源事業者との協働関係が構築されるよう「大阪府エコタウンプラン」等を紹介していくことが必要である。

③ 単独では取り組み難い小規模な事業者の減量化・資源化を促進するため、商工会議所、商店連合会、市場連合会など、各種団体に牽引的役割を果たしてもらい「オフィス町内会」を組織するなど、事業所間のネットワークを構築し、自主的な資源化活動を進めていくことが必要である。

④ 多量排出事業者の基準を見直し、対象の拡大や廃棄物管理責任者の設置を義務付けることにより、行政との接点を強化し情報の提供・交流を行い、減量化・資源化意識の醸成を図ることが必要である。

なお、廃棄物管理責任者の選任基準としては、廃棄物に関する知識を有することを条件とすることが望ましい。

⑤ 事業者による先進的な再資源化事例などを積極的に紹介していくとともに、堺市としても独創的な取り組みを事業者との協働で創設していくことが必要である。

⑥ 循環型社会を構築するうえで「もったいない精神」をもっと広く社会的な運動として展開していくため、あらゆる機会を通じ啓発していくこと。

## 2. 本市事業系ごみ処理体制の今後のあり方について (許可業者による収集運搬体制の確保)

堺市では、事業系ごみの処理を事業者が自ら処理するもの以外は、市が関与してその処理（収集運搬から処分まで）を行っている。

しかし、循環型社会の構築という目標の中で、事業者の減量化・資源化意識の高揚と自己処理責任の明確化を図り、事業者の多様なニーズに対応していくためには、許可制度の導入は不可欠であり、堺市がめざすべき許可制度のあり方を許可方針として示していく必要がある。

許可制度を導入することのメリットは以下のとおりである。

- ① 事業者の自己処理責任の明確化が図られ、事業者の減量化・資源化意識の高まりが期待できること。
- ② 収集時間、収集頻度など、多様化するニーズに対応ができること。
- ③ 民間活力の導入や経費節減効果があること。
- ④ 代行収集運搬業者が工場に搬入している実態の改善が図られること。
- ⑤ リサイクルルートへの廃棄物の収集運搬が促進されること。

許可制度を導入することのデメリットは以下のとおりである。

- ① 近隣市町村からのごみの流入の可能性があること。（ごみ量の増加）
- ② 少量排出事業者への対応が難しいこと。
- ③ 許可業者の指導監督が難しくなること。

導入に際し留意することは以下のとおりである。

- ① 許可制度導入によるごみ排出量の増加要因は、許可業者の不適正な処理、業者間の収集手数料の値下げ競争による排出事業者の負担感の減少、そして、焼却費用に比べ再資源化費用が高額であることなどが考えられる。  
これを防ぐためには、排出事業者は勿論のこと、許可業者に対してもごみの減量化・資源化への意識改革が重要であり、より安価に再資源化が図られるシステムが必要である。
- ② 少量しか排出しない事業所、住居と店舗が併設されているような事業所等に対しては、市の収集に排出できるようなシステムも検討する必要がある。
- ③ 事業所が点在する地域の廃棄物についても確実に回収する必要がある。
- ④ 許可業者の手数料設定は、排出事業者との自由契約となるが、収集効率の低い事業者、小規模事業者にとって過剰な負担とならない制度でなければならない。
- ⑤ 許可業者が収集する排出事業者を的確に把握し、常時排出状況等を把握することのできるシステムを構築する必要がある。

## おわりに

堺市は、具体的な施策の立案及びその実施にあたって、本答申はもとより、審議会での各委員の意見を十分に尊重して取り組んでいただきたい。

平成18年4月に15番目の政令指定都市となった堺市は、中世の自治都市として培われた気風やものづくりの伝統など様々な魅力を発信してきた。今一度、こうした進取の気風に立ち返り、現在の廃棄物行政においても、他市に先駆けた独創的な取り組みを実践し、市民が誇りに思える魅力ある「循環型都市 堺」の創造にご尽力いただきたい。



# 資 料



(写)

堺環減 707号

平成16年10月6日

堺市廃棄物減量等推進審議会

会長 吉田 弘之 様

堺市長 木原 敬介

印

循環型社会構築に向けた一般廃棄物（ごみ）の減量化について（諮問）

標記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

## 堺市廃棄物減量等推進審議会 諮問事項

### 諮問事項

循環型社会構築に向けた一般廃棄物（ごみ）の減量化について

### 理 由

循環型社会構築のため、一般廃棄物（ごみ）の減量化は重要な課題となっております。

本市では、これまで、ごみの減量化に取り組んでまいりましたが、より一層の減量化施策を実施するにあたり、家庭系ごみについては、市民と行政の役割分担のあり方、また、事業系ごみについては、事業者責任に対する行政の関わり方について、それぞれ意見を求めます。

堺市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿（順不同・敬称略）

（委嘱期間 平成 16 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで  
但し、年月日が表記されている委員は、その期間が委嘱期間）

会 長	吉 田 弘 之	大阪府立大学 大学院工学研究科教授
副会長	内 海 日出雄	堺市自治連合協議会 副会長(H17.5.20~)
副会長	山 本 久	堺市自治連合協議会 副会長(~H17.5.19)
委 員	西 山 淳 子	大阪府立大学 総合教育研究機構教授
委 員	石 垣 智 徳	大阪府立大学 経済学部教授(H17.1.11~)
委 員	佐 橋 義 直	大阪府立大学 経済学部助教授(~H17.1.31)
委 員	池 原 喜代子	堺市議会 議員
委 員	西 村 昭 三	堺市議会 議員
委 員	大 町 むら子	堺市女性団体協議会 副委員長
委 員	谷 口 はるみ	堺市消費生活協議会 副会長
委 員	西 村 芳 博	堺商工会議所 常議員
委 員	西 村 義 之	堺市大型小売店連絡協議会 会長
委 員	松 谷 明 男	堺リサイクル事業組合 専務理事
委 員	武 田 信 三	堺市市場連合会 副会長
委 員	今 井 義 夫	堺市商店連合会 副会長
委 員	盛 喜 八 郎	公募委員
委 員	谷 川 勇	公募委員
委 員	石 崎 仁 子	公募委員
委 員	薬 師 寺 秀 子	公募委員

堺市廃棄物減量等推進審議会 専門部会 委員名簿 (順不同・敬称略)

<家庭系ごみ検討部会>

部会長	西山 淳子	大阪府立大学 総合教育研究機構教授
委員	吉田 弘之	大阪府立大学 大学院工学研究科教授
委員	内海 日出雄	堺市自治連合協議会 副会長(第4回~第7回)
委員	山本 久	堺市自治連合協議会 副会長(第1回~第3回)
委員	西村 昭三	堺市議会 議員
委員	谷口 はるみ	堺市消費生活協議会 副会長
委員	西村 義之	堺市大型小売店連絡協議会 会長
委員	武田 信三	堺市市場連合会 副会長
委員	盛 喜八郎	公募委員
委員	薬師寺 秀子	公募委員

<事業系ごみ検討部会>

部会長	石垣 智徳	大阪府立大学 経済学部教授(第3回~第6回)
部会長	佐橋 義直	大阪府立大学 経済学部助教授(第1回・第2回)
委員	吉田 弘之	大阪府立大学 大学院工学研究科教授
委員	池原 喜代子	堺市議会 議員
委員	大町 むら子	堺市女性団体協議会 副委員長
委員	西村 芳博	堺商工会議所 常議員
委員	松谷 明男	堺リサイクル事業組合 専務理事
委員	今井 義夫	堺市商店連合会 副会長
委員	谷川 勇	公募委員
委員	石崎 仁子	公募委員

## 堺市廃棄物減量等推進審議会 審議等経過

日 時	会 議 名 等	主 な 審 議 内 容 等
平成 16 年 10 月 6 日 (水)	第 1 回廃棄物減量等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選任について</li> <li>・副会長の指名について</li> <li>・諮問について</li> <li>・堺市一般廃棄物（ごみ）の状況について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
平成 16 年 11 月 30 日 (火)	第 1 回事業系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみに関する法体系と種類について</li> <li>・事業系ごみ処理の現況と課題について</li> <li>・事業系ごみの搬入量等について</li> <li>・政令市・中核市の事業系ごみの状況について</li> </ul>
平成 16 年 12 月 2 日 (木)	第 1 回家庭系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみに関する法体系と種類について</li> <li>・家庭系ごみ処理の現況と課題について</li> <li>・家庭系ごみ収集に係る経緯について</li> <li>・家庭系ごみの搬入量及び減量化の推移等について</li> <li>・政令市・中核市分別比較について</li> </ul>
平成 17 年 1 月 18 日 (火)	第 2 回事業系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみ処理の現況と課題の検討について</li> </ul>
平成 17 年 2 月 17 日 (木)	第 2 回家庭系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系ごみ処理の現況と課題の検討について</li> </ul>
平成 17 年 4 月 19 日 (火)	第 3 回事業系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみ処理の現況と課題の検討について</li> </ul>
平成 17 年 5 月 18 日 (水)	第 3 回家庭系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集のあり方について</li> <li>・ごみ処理状況と排出状況について</li> </ul>
平成 17 年 6 月 28 日 (火)	第 4 回事業系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの議論の整理</li> <li>・他市の事業系ごみ減量化の取り組み</li> </ul>
平成 17 年 7 月 27 日 (水)	第 4 回家庭系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 基本方針の改正</li> <li>－ プラスチックの取り扱い</li> <li>－ 費用負担（ごみの有料化制度の概要と各市の実施状況）</li> </ul> </li> </ul>

日時	会議名等	主な審議内容等
平成 17 年 10 月 4 日 (火)	第 2 回廃棄物減量等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「循環型社会における一般廃棄物の減量化について」中間報告(案)について</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画の概要について</li> <li>・行政視察について</li> </ul>
平成 17 年 11 月 14 日 (月) ～11 月 15 日 (火)	高松市環境業務センター及び高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域クリーンセンターへ視察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系一般廃棄物の分別について</li> <li>・家庭系一般廃棄物の有料化について</li> <li>・事業系一般廃棄物の減量化対策について</li> <li>・事業系一般廃棄物収集運搬の許可制度について</li> </ul>
平成 18 年 1 月 19 日 (木)	第 5 回事業系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政視察について</li> <li>・大阪府エコタウンプランについて</li> <li>・中間報告書の事業系ごみについて</li> </ul>
平成 18 年 2 月 1 日 (水)	第 5 回家庭系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政視察について</li> <li>・中間報告書の家庭系ごみについて</li> </ul>
平成 18 年 2 月 22 日 (水)	第 3 回廃棄物減量等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『循環型社会構築に向けた一般廃棄物の減量化について』中間報告(案)について</li> </ul>
平成 18 年 4 月 26 日 (水)	第 6 回家庭系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの有料化について</li> </ul>
平成 18 年 5 月 9 日 (火)	第 6 回事業系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市独自の登録・表彰制度について</li> <li>・オフィス町内会について</li> <li>・廃棄物管理責任者の設置について</li> </ul>
平成 18 年 5 月 17 日 (水)	第 7 回家庭系ごみ検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装リサイクル法におけるプラスチック製容器包装について</li> <li>・家庭ごみの有料化について</li> </ul>
平成 18 年 7 月 25 日 (火)	第 4 回廃棄物減量等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『循環型社会構築に向けた一般廃棄物の減量化について』答申(案)について</li> </ul>